

平成30年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択について

平成30年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した結果を踏まえ教科用図書を採択する。

2017年（平成29年）8月2日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平岩 多恵子

平成30年度使用藤沢市立小学校用教科用図書

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、小学校学習指導要領の一部改正に伴い、平成29年度に、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する必要があるため。

また、「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、平成26年度採択と同一のものを採択する必要がある。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書 見本発行者別一覧表

	発行者	番号	略称	点数	備考
1	東京書籍	2	東書	6	各学年1冊
2	学校図書	11	学図	12	各学年2冊
3	教育出版	17	教出	6	各学年1冊
4	光村図書出版	38	光村	6	各学年1冊
5	日本文教出版	116	日文	12	各学年2冊
6	光文書院	208	光文	6	各学年1冊
7	学研教育みらい	224	学研	6	各学年1冊
8	廣済堂あかつき	232	廣あかつき	12	各学年2冊
計(点)				66	
計(種)				8	

平成30年度使用藤沢市立小学校用教科用図書

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語 139・140・239・240・339・340 439・440・539・639	国語
	書写	38 光村	書写 135・235・335・435・535・635	書写
社会	社会	17 教出	社会 333・334・533・534・633・634	小学社会
	地図	2 東書	地図 431	新編 新しい地図帳
算数	算数	2 東書	算数 131・132・231・232・331・332 431・432・531・532・631	新編 新しい算数
理科	理科	4 大日本	理科 332・432・532・632	新版 たのしい理科
生活	生活	2 東書	生活 131・132	新編 新しい生活
音楽	音楽	27 教芸	音楽 132・232・332・432・532・632	小学生の音楽
図画 工作	図画 工作	9 開隆堂	図工 131・132・331・332・531・532	図画工作
家庭	家庭	9 開隆堂	家庭 532	小学校 わたした ちの家庭科
体育	保健	224 学研	保健 335・535	新・ みんなの保健